

療育手帳の交付申請について

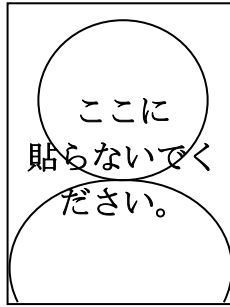
●手帳申請に必要なもの

- 1 療育手帳交付（再交付）申請書
- 2 知的障害児（者）台帳付表
- 3 医師の診断書－**2歳未満の場合必須**－

※病院の様式、特別児童扶養手当申請に用いた診断書写しもご利用いただけます。

※原則、18歳以上の方も診断書（過去に診断を受けた際の診断書の写しも可）が必要です。診断書が用意できない場合は児童相談所で医学判定を行うことができますのでご相談ください。

- 4 本人の写真 1枚



- ・サイズ：縦4cm×横3cm
- ・脱帽して正面を向いているもの
- ・サングラス等をしていないもの
- ・スナップ写真でも可（一人で写っているもの）
- ・ポラロイド写真は不可
- ・**デジカメ写真は、家庭用のプリンターで印刷したものではなく、写真店でプリントしたもの**

※用紙全体の4割程度の大きさに、顔がはっきりと写っているものをご用意ください。また、写真の裏面に氏名を記入してください。

- 5 調査書－**18歳以上の場合**－

※市で聴き取りをして作成します。

●提出先／申請に関する問い合わせ先

〒390-8620 松本市丸の内3-7 松本市役所(東庁舎1階)
障害福祉課 TEL: 34-3212 (直通) FAX: 36-9119
こども福祉課 TEL: 33-4767 (直通)

※18歳になり、初めて迎える3月末日まではこども福祉課へ

●判定の予約について

18歳未満の方

申請書類提出後、松本児童相談所に連絡し、日程を調整して判定を受けてください。

松本児童相談所 TEL: 91-3370 / FAX: 92-1550

18歳以上の方

松本児童相談所が調査書を確認した後、松本児童相談所から連絡があります。日程を調整して判定を受けてください。

●その他

- 1 交付についての審査は松本児童相談所（知的障害者更生相談所兼務）が行います。
- 2 決定後、松本市からご本人あてに手帳交付についての案内（交付時に必要な持ち物、場所等を記載したもの）を通知いたします。
- 3 窓口で制度の説明（1時間程度かかる場合もあります。）を受け、手帳をお受け取りください。
- 4 非該当の場合、結果を通知でお知らせいたします。